

Rights Based Approach とは

平成 26 年 3 月

国際協力機構 企画部

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、裨益国・地域の社会・経済の発展等を目的としてODA事業を実施しておりますが、なかには自然破壊や公害、非自発的住民移転や先住民族の権利の侵害など環境や社会に対して望ましくない影響が生じることがあります。これら負の影響は人間の安全保障、Inclusive Development、持続的な開発などの観点から考えて望ましくなく、JICAはこれまで環境社会配慮ガイドラインに基づき回避、または最小化のための方策、補填に必要なコストの事業への組み込み等を行ってきました。

昨今、人権を中心に捉えることでこれらの負影響を軽減させようとするRights Based Approach（以下、RBA）が国際援助潮流のなかで提唱されており、国際連合児童基金など国際援助機関などで採用されるなど、広がりを見せております。去る2010年に市民社会組織の開発効果にかかるイスタンブール原則第一項において、人権と社会的正義を尊重する旨言及されており、これを実現する手段として多くの市民組織がRBAを挙げました。また、これら動きを踏まえ、我が国においても市民組織が関心を示してきております。他方、JICA内におけるRBAの議論はまだ始まったばかりであることから、まずはJICA関係者におけるRBAの理解を促進すべく、JICA関係者向けの研修教材として本冊子は策定されました。

策定に当たっては関西学院大学川村暁雄教授にご執筆頂き、NGO-JICA協議会を通じて、市民団体及び大学よりコメントを受けた上でJICA企画部が編集しました。この場を借りてご協力頂いた皆さまに御礼申し上げます。

なお、本冊子は国際援助潮流で議論されているRBAを解説したものであり、JICAとしての方針を示すものではありませんので、申し添えます。

独立行政法人 国際協力機構 企画部

I. なんでRBA?

1. RBAとは?

RBAとは、人権に基づくアプローチによる開発（Rights-Based Approaches to Development）の略です。国連では、HRBA（Human Rights-Based Approaches to Development）とも略します。本冊子では、RBAの概要とその活用可能性について解説します。

人権とは、人間が社会の中で尊厳を持って生きていくために社会全体が保障しなくてはならないさまざまな条件を「権利」として整理したものです。人権には、「信教の自由」、「移動の自由」、「結社の自由」など心身の自由や自己決定に関わる「自由権」や、「無償の初等教育」、「食料」、「居住」、「水」、「保健医療」など社会生活に関わる「社会権」があり、これらは相互に深く関わっています。「貧困」は、こうした権利が複合的に奪われている状況として考えることができます。逆に人権が守られる社会は、人々が尊厳を持って生きることができる最低限の条件が保証されている社会であり、人間の安全保障が実現されている社会と考えることができます。RBAは、意識的に人権を考えることで、開発を進める上での関係者の多様な責務と能力を分析し、それぞれが互いに説明責任を果たしながら、自らの責務を果たしていけるように支援を行うものです。

基本的な保健医療サービス、初等教育などの向上をめざすプロジェクトは、「初等教育への権利」、「健康への権利」などの個別の人権の実現のためのプロジェクトと考えることができます。「貧困」にとりくむプロジェクトは、こうしたさまざまな人権の実現に関わります。法の支配を向上するためのプロジェクトやガバナンスに関わるプロジェクトも、人権の実現と直接的な関係があることが少なくありません。人権実現と深く関わるプロジェクトでは、プロジェクト立案、実施、評価のすべての段階でRBAを体系的に適用することができます。また、経済インフラなどについてのプロジェクトが住民の生活にもたらす影響も、RBAを用いて分析することでどのような負の影響が出やすいのか、それをどのように食い止めるかなどを考えることができます。

RBAは、1990年代後半から国際開発に関わる国際機関、2国間援助機関や国際NGOなどにより採用されるようになり、最近ますます注目されるようになってきました。ユニセフは活動全体をRBAの手法で行うようになってきました。国連機関が国ごとに作る国連国別チームでは、支援のあり方についての共通の方針である国連開発援助枠組み（UNDAF）の作成にあたってRBAを採用することが必須とされています¹。セーブ・ザ・チルドレン、プラン・インターナショナル、ワールド・ビジョン、Oxfam、ケア・インターナショナルなどのいくつかの大手のNGOも同様です。2010年には、トルコのイスタンブールに国際協力NGOが集まり、市民社会組織による開発協力のあり方についての8項目のイスタンブール原則を採択しましたが、その第1項でも人権と社会正義を開発の目標とすべきだとし、その翌年採択したシエムリアップ国際枠組みでは、RBAがその中心であるべきだとしました²。政府、NGOなどが参加して2011年に韓国の釜山で開催された「第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム」で採択された『効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ』では、市民社会組織がRBAをとることの重要性が確認されています³。日本の国際協力NGOの中でも関心が高まっています。

2. RBAの「定義」

「参加型開発」や「エンパワメント」などと同じように、RBAについてもすべての団体が賛同する一つの定義があるわけではありません。国連や援助機関などは、それぞれ自分たちにふさわしい定義を作っています。ただ、これらを整理すると、次のような共通点があります。

1) 貧困を権利の剥奪と考える

貧しさを本人だけの責任とせず、教育や医療、意思決定への参加などの人権が奪われてきた結果と捉えます。この結果、人びとを権利の主体として位置づけることになり、貧困解消のためには、主体性を阻害している要因をなくし、人間らしい生活のための条件を社会全体で実現することなどが重要であるという視点を生み出します。

2) 人権基準と「人権の原則」を重視する

RBAでは、法的な拘束力を持つ人権基準と、人権基準の背景となっている考え方や社会のあり方についての人権の原則の両方を重視します。人権基準とは、国際人権規約、子ども権利条約などの人権条約、それぞれの国の憲法や国内法で定められている具体的な諸権利を指します。人権の原則とは、「包摂」、「参加」、「法の支配」、「説明責任」、「透明性」、「非差別・平等」など、人権が守られる社会が満たす必要のある原則を指します。RBAでは、法的な権利としての人権だけではなく、人権の原則を幅広く捉えて、開発協力のあり方に反映します。なお、JICAが定めた環境社会配慮ガイドラインでも「2.5 社会環境と人権への配慮」を規定しており、「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」ものとされており、課題別指針「社会保障」3-1. JICAが社会保障分野で活動する意義でも「社会保障は国際人権A規約などの国際規範にも明記されているなど、国際的に確立された人権である。自国民に対してこの権利を保障することは各国の義務であり、社会保障分野の協力によりこの権利の保障に貢献することは国際社会の義務でもある」と記載されていますが、その具体的な手法としても参考になります。(プロジェクトの負の影響とRBAについては、後述)

3) 権利保有者と責務履行者の役割を考える

権利があるということは、その実現を求めることができる人(権利保有者=rights-holder, claim-holder)が存在するという意味を意味します。また、要求を実現する責務を持つ人(責務履行者=duty-bearer)が存在するということにもなります。RBAでは、この両者の関係を分析し、権利保有者が権利を要求でき、責務履行者が責務を履行できるように支援する方法を考えます。

コラム・人権の社会的な役割とRBA

人権は、「人間の尊厳を守るための社会のあり方についての最低限の合意」と考えることができます。人権は、民主主義と共に近現代の国家の基本的な原則となっています。

人権は、「権利」の一つです。権利とは「奪われた人が回復や救済を要求できる」ものです。権利にはいろんな性質のものがありますが、もっとも日常的に使う権利は、ものを売り買いするときに相互の契約によって生まれる権利でしょう。こうした契約では、お金を支払う義務を果たせば、物やサービスを得る権利を得ることができ、契約違反があれば裁判所などを通じてその履行を求めることができます。

人間が尊厳を持って生きるための条件を権利とすることで、弱い立場に置かれた人々が自らの尊厳を奪われたときに「要求」できるよう力付ける(エンパワーする)ことができます。人権は、物の売り買いと異なり、「社会を作る」という意思を持った人全員が相互に約束した契約(社会契約)に基づいており、国家の基盤となっています。世界の大半の国で憲法の中に人権が組み込まれているのは、このためです。私たちは、人権を実現するため「国家」に権限を与えているので、国家はその権限を乱用したり、人権の実現を怠ったりしてはいけません、ということになります。

こうした概念と制度が必要なのは、社会の中には必ず権力関係(強い立場と弱い立場)があるからです。権力関係自体は、社会がうまく働くために必要なものですが、それが乱用されると弱い立場の人は苦しい思いをします。しかも、権力は歯止めがないと必ず乱用されます。人権は、権力の乱用を防ぎ、人々の生活と尊厳を守るものであり、人々が信頼できる社

会秩序を作るためのものでもあります。人権を守る上で国家が特に重い責任を持つのは、もっとも多くの権限を人びとから託された機関だからでもあります。

人権は①法制度、②政策を方向付ける理念、③社会規範という形をとって社会のあり方に影響を与えていきます。例えば、日本の「生活保護法」は憲法25条で保証された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づき作られた政策・法制度です。戦後は、憲法で両性の平等が定められ、そのことが法制度はもとより社会規範にも影響を与え、人の価値観や行動を変えています。RBAでは、こうした人権の社会的な機能を意識的、体系的に活用しながら社会開発を実現していきます。

3. RBAが注目される理由

RBAに注目が集まっている理由としては、次のようなものがあります。

1) 住民主体、市民主体の開発を実現できる（心理的、制度的エンパワメント）

RBAでは、住民や市民が自らを「権利の主体」と考えることを促し、必要なら効果的な参加ができるように支援します。これが、自尊感情や参加意識を高め、より積極的な社会参加の実現につながります。例えば、カンボジアでRBAを採用しているNGO「ライフ・ウィズ・ディグニティ (Life With Dignity)」の事務局長サム・イン博士は次のように述べています。「かつて住民は、学校を政治家からの贈り物のよう考えていたが、RBAによる研修の後は、それが自分たち正当な権利であると知り、自信を持って地方政府と交渉できるようになった」。また、人権の原則である「参加」、「説明責任」などを用いて開発プロセスを考え直すことにより、当事者の実質的な参加を高めることができます。さらに、政策形成への市民参加の重要性についても考える視点を提供します。

2) 政府、自治体と住民の関係を強化できる（相互の説明責任の強化、共通の目標設定）

人権の実現は、社会全体の責任であり、共通の目標です。RBAによる分析により、誰がどんな責務をもっているのか、その責務を実現するためにはどんな協力関係が必要なのかを整理することで、それぞれが共通の目標を達成するための自らの役割を理解できます。この結果、さまざまな関係者間の相互の説明責任が高まることが期待できます。また当事者の意見表明能力や責務を持つ側のコミュニケーション能力などの支援も意識的に取り組むことで、相互の関係の向上を実現できます。

3) 政府・自治体など関係者の能力・資源の強化の必要性を理解し、支援できる（能力・資源ギャップ分析と支援）

責務を果たす立場にいるものも、そのための資源や能力がなければ責務は果たせません。RBAでは、しばしば責務を果たす側の履行能力を細かく分析し、その支援のためのプログラムを考えます。これまでの自治体や政府対象の支援においても、政府や自治体の能力強化は行われてきていますが、責務履行という視点で考えることにより、自治体と政府の関係、住民と政府の関係などに注目した能力強化支援を考えることになります。

4) マイノリティなど、社会排除を受けている人たちの問題を総合的に扱うことができる（参加・包摂、非差別の原則の適用）

初等教育や基礎的な保健医療など、それ自体が人権と見なされている社会サービスについては、すべての人に差別無く提供されることをめざして努力していく必要があります。しかし、現実には、さまざまな理由で弱い立場の人々は無視されがちです。RBAは、こうした状況を体系的に分析する枠組み

を提供します。具体的には、社会サービスの提供が特定の地域や集団、性別に偏って提供されていないか確認した上で、偏りを無くすための方法を考えながら支援を行うなどの方法があります。また、こうした偏りが生まれないように、弱い立場に置かれた人びとが意思決定に参加できる包摂的な社会の作りへの視点も生み出します。

こうした特徴をもつRBAは、住民、市民社会と政府の関係強化、政府の能力強化などを実現し、より公正な開発を持続的な形で実現します。

例えば、参加は、従来の開発手法においてもますます重要視されるようになってきていますが、やり方によっては形式的なものになってしまう危険もあります。プロジェクトの実施段階だけに参加を求める、或いは、十分な情報や機会を提供せずに参加する場を作るだけでは、主体的な参加は実現できません。RBAの視点を用いれば、コミュニティの中で排除されている人がいるかどうかを考え、本当に参加すべき人へ働きかけることとなります。また、参加するために必要な能力や自治体・政府などの住民とのコミュニケーション能力などにも配慮することとなります。このように、RBAでは、「権利の主体」という視点で一人一人を見ること、権利の要求能力や責務履行能力の強化を意識することで、より実質的な参加につながります。

実際に、RBAを採用したプロジェクトとそうでないプロジェクトを比較したある調査報告によると、RBAによるプロジェクトは、より広範な関係者を同じ目的に巻き込む、政府と住民のコミュニケーションを促進する、結果がより持続可能な形になるなどの成果が示されています。⁴

コラム：日本の社会発展の裏にも人権があった

日本は、戦後の憲法で、言論の自由、結社の自由などの自由権と、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利等の社会権を保障し、公務員に人権を守る義務を定めました。憲法ができたといって、すべての人がすぐ「健康で文化的」な生活を送ることができるようになったわけではありませんが、憲法で保障された自由や選挙権に基づき、人々が暮らしの向上を要求できるようになりました。こうした憲法の枠組みの中で、さまざまな政策や法律が生み出されたことにより、日本の教育、保健医療などの水準は上がり、結果的に日本の経済発展にも大きく貢献しました。

例えば、岩手県の沢内村は、戦後は日本でも低い保健医療水準にあり、乳児の死亡率は、1000人あたり70人（1957年）に達していました。1957年にこの村の村長となった深沢晟雄氏は、さまざまな政策を導入し、この村の健康状態を改善していきました。村立病院において高齢者の診療費を無料にしようとしたとき、国民健康保険法に違反するという事で、県から反対されるということがありました。これに対して、村長は「これをしなくては、憲法が保障している健康的で文化的な最低の生活すら得られない。もし訴えられるなら最高裁まで争う」として実施しています。結局、沢内村では乳児死亡率が0の年を何度も実現し、健康保険財政も黒字にするなど、めざましい成果をあげましたが、その背景には憲法に掲げられた人権の理念があったのです。これ以外にも、憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）を根拠に、国の政策を問い直す裁判が行われ、それが生活保護や障害者の支援に関わる政策に直接・間接的に影響を及ぼした例は少なくありません⁵。

日本の一部の地域においても、教育・保健医療などの課題が数多くあったのですが、日本政府はこれを「人権の侵害であり、政府・国民すべての課題」（1965年の同和対策審議会答申）と位置づけ、その後、さまざまな政策を採用しました。また、このように位置づけ

られたことは、当事者を勇気づけ、組織作りを促しました。こうした例は、「人権」という概念が直接用いられたものですが、それ以外のさまざまな社会保障制度、教育などに関わる制度・政策にも、憲法の枠組みの中で人権基準が反映されています。この結果、日本は格差が比較的小さな社会を作り上げ、それが結果的にも日本の人間開発にもつながりました。

RBAは人権が開発にもたらしうる効果を、より意識的・体系的に用いながら国際協力を行おうというものです。

4. RBAを活用する意義

では、RBAを活用することには、どのような意味があるのでしょうか。

第一に、人権が脅かされている様な状況において、人間の安全保障の理念を具体的に実現する手法やツールとして用いることができます。人間の安全保障の唱道者の一人、アマルティア・センは、その著書の中で『人間の安全保障』を人権の全般的な枠組みでとらえることは『人間の安全保障』という考えそのものにも多くのことをもたらす⁶と述べた上で、「権利にはそれに応じた義務が人々や機関に生じる」という点を強調しています。

人間の安全保障は人間を中心において、住民のエンパワメントと政府の能力強化を行うというものです。人間を中心に置き、政府の役割を重視するという点では、RBAも同じです。ただ、RBAでは、住民と政府の支援を考える枠組がはっきり示されています。住民の状況を「差別・参加・平等」などの人権の原則や、「食」、「居住」などの基本的な権利の実現などの視点で分析し、権利を要求する住民の力を分析し支援の対象とすること、さらには、こうした権利を実現する政府の能力を分析し、それを支える方法を考えるということです。つまり、人間の安全保障の現場に落とすための具体的なツールの一つとしての役割を持ち得ます。

RBAでは、さらに住民と政府の相互関係に注意を払い、それを改善するための具体的な分析枠組みや支援手法を提供するところが特徴的です。また、住民の権利要求能力と政府の責務履行能力の関係に注目し、両者が「人権の実現」という共通の目的のために対話や交渉を行うことができるよう、能力強化のための支援を行うといった視点が含まれます。例えば、あるカンボジアの村で、小学校が建設されたことがあります。この村では、カンボジアの地元NGOが村人と自治体、教育省にRBAに基づいた働きかけを行っていたため、学校建設は、教育の意義を認識した村人たちが学校建設の要請を自治体に対して行うという形ではじまりました。要請を受けた自治体が、学校建設を決定し、学校が作られています。このプロセスの中で、自治体も村人もこの学校に対して高い責任感を持つことになり、学校支援委員会に参加する村人代表の5名を選ぶためにも選挙が必要となったほどです。カンボジアの農村でよく見られる教師の欠席などの問題も出ておらず、学校施設の維持などについても、村人たちができるところは村人たちが行うなど、村ぐるみで子どもの教育にとりくむ姿勢が作られました。

第二に、現在の国際社会の開発協力の流れをみたときに、開発協力機関には、これまでの経験を活かした人間中心の開発協力のあり方を推進していく役割があると考えられることです。現在、開発協력에新興国ドナーや民間セクターなどの新たなアクターが参加しつつあります。こうした新たな動きの中で、これまでの人間中心の開発協力が軽視されることになってはいけません。現在、国際社会でも注目されているRBAと関連づけることで、人間の安全保障などに表される人間中心の開発が軽視されないよう働きかけていくこともRBAを活用する一つの意義と考えられます。

コラム：RBAと他のアプローチの違い

RBAを理解する上で、ニーズに基づき生活・生計の向上等を目指す取組みなど、他のア

アプローチとの違いを対比してみることは有効です。RBA の考え方は、人びとの尊厳のための最も基本的な条件(人権)が脅かされている様な状況においては有効で、その手続きについての考え方や、支援対象についての考え方は普遍的な意義を持ちます。
International Save the Children Alliance 2005 によれば、RBA と他のアプローチの違いは、下記の表の通りまとめられております。

他のアプローチによる考え方	RBA による考え方
状況改善のための行動は自発的であり、結果としてやらなくてもやむを得ない	行動は義務
人びとはさまざまなニーズを持っているが、それは優先順位を付けることができる	人びとは、法的に確立された請求権を持っている
貧しい人は慈善の対象として支援すべき	人びとは、支援を受ける権利を持つ主体である
取り残される人がいてもやむを得ない (i. e. ターゲットは 100%以下にも成り得る)	すべての人が自らの潜在力を実現する権利を等しく持つ(i. e. ターゲットは 100%)
開発協力の対象となる人びとは、受動的な裨益者であり、そのプログラム/プロジェクトをよりよくするために参加してもらうことが望ましい	開発に影響を受ける人びとは、積極的に参加する権利を持つ
文化によっては実現されない権利があってもやむを得ない	人権は普遍的で剥奪できない
権力構造を変えることはできないので、既存の構造の中で活動する方法を見つけなくてはならない	人権の実現を阻害する権力構造は、実効的に変えていく必要がある
開発は専門的な過程なので、何が最善か知っている専門家によって導かれなくてはならない	開発に関わるものは、彼らが自分たちの権利を要求し公共的な意思決定に関われるように権利保有者のエンパワメントを行う必要がある。
ニーズには重要性についての階層があり、他より重要なニーズというものがある	人権は不可分で相互依存しているが、状況によっては実践的な優先順位付けも必要となる

出典：International Save the Children Alliance 2005, p. 23.

II. RBAの手法

1. RBAを活用したプロジェクトの一般的な流れ

RBAの考え方は、さまざまなタイプの事業に適用可能です。もし、事業が「基礎的な医療」、「初等教育」などの基本的な人権の実現に直接関わる分野であるならば、RBAの考え方を全面的に活用し、現状分析から目標設定、事業の手法などに反映していくことができます。

このような場合、RBAは、まず人権剥奪の状況について分析することから始めます(人権状況分析)。国際協力のプログラムの性格によりますが、特定の分野を中心に行うこともあれば、国連国別グルー

プなどのように複数の団体が協調しながら支援できるように、全体的な状況の分析を行うこともあります。

その後、権利保有者と責務履行者がだれなのか、それぞれがどのような権利や責務をもっているのかを分析します（権利保有者・責務履行者分析）。次に、それぞれの権利要求能力と、責務履行者の責務履行能力の分析を行い、どの部分が足りないのかギャップを明らかにします（能力ギャップ分析）。これらを踏まえて、人権が実現できる社会になるための支援の手法を計画します。計画の際には、「説明責任」、「参加」などの「人権の原則」を強調します。達成目標は、裨益者への効果だけではなく、政府・自治体などの責務履行能力の改善を視野において設定します。

もし事業の一部が、現地住民の人権状況・生活に肯定的もしくは否定的な影響を与える場合もRBAの考え方を活用することができます。インフラ整備事業などで、住民の生活に否定的な影響を与えることが考えられる場合は、環境社会配慮ガイドラインにより求められている内容を実現する上でもRBAは、重要になるでしょう。例えば、政治的な自由が制限されており、住民に情報が自由に入手できなかったり、住民の政府に対する不信が強かったりする場合は、「意味ある参加」を実現するための政府の能力（考え方、手法なども含む）や住民の能力を十分に検証する必要があります。同様に、住民の権利の実現をどのように実現するかを考える必要もあるでしょう。また、立ち退きなどにより生活への否定的な影響が生まれる場合は、教育、居住、水などのサービス提供における政府の責務履行能力や住民の権利要求能力を把握した上で、環境社会配慮ガイドラインをどのように遵守するかを考える必要があります。政府や住民への新たな支援策が必要となる場合も出てくるでしょう。

2. 人権剥奪の状況分析

1) 人権にはどのようなものがあるか

人権剥奪状況を分析するためには、まず人権とは何なのかを理解する必要があります。

人権とは、人間が等しく尊厳と自由を持つという理念に基づき、そのために必要な社会が実現しなくてはならない条件を「権利」という形で整理したものです。18世紀ころのヨーロッパで生み出された考え方・制度で、戦後は、国連を中心にあらたな基準作りが進んできました。まずは1948年に国連総会で採択された世界人権宣言により人権に対する国際社会の基本的な考え方が示され、その後、二つの国際人権規約（自由権規約と社会権規約）が採択されています。さらにより詳細な分野別、対象別の人権条約が作られ、多くの国が批准し、それらを守ることを国際的に約束しています（表1：主な人権条約と批准国数）。この結果、各国の国内法や政策にも影響が生まれています。日本でも、かつて母親は父親と違い日本国籍の取得条件たりえませんでした。こうした条約批准に伴い、国籍法の改正を行って親のどちらかが日本人であれば十分と変更するなど、ジェンダー面でも国内の法制度に取り入れてきています。

表1 主な人権条約と批准国数（2013年4月）

条約名（略称）	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、ICESCR）	市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、ICCPR）	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約、CERD）	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約、CEDAW）	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問禁止条約、CAT）	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約、CRC）	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約、CRPD）
概要	教育、保健医療、労働条件などを権利として確認	政治的自由、裁判を受ける権利、結社・表現の自由などを規定	人種、民族などによる社会的差別を禁止したほか、社会権・自由権の等しい享受のための措置を規定	女性差別を禁止、社会権・自由権の等しい享受のための措置を規定	拘禁中の取り扱いなどについて規定	子どもの最善の利益のために保証すべき権利を規定	障害者への差別を禁止、救済措置や合理的配慮の必要性を規定
締約国数	160	167	175	187	153	193	130

出典：国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトより筆者作成

人権は、社会権と自由権に便宜的に分けられることもよくあります。自由権とは、表現の自由、結社の自由、思想信条の自由、居住の自由など人間が等しく持つ自由についての権利です。社会権は、基礎的な医療、初等教育、居住、水、食料などへの権利です。他にも、特に弱い立場に置かれた人に焦点を当てた対象別の権利（先住民族の権利、子どもの権利、障害者の権利など）も整理されてきています。（表2 参照）

表2 自由権と社会権に含まれる人権

人権のカテゴリ	人権基準
自由権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別禁止 ・ 表現の自由 ・ 結社の自由 ・ 恣意的な逮捕をされない権利 ・ 移動の自由 ・ 選挙権 ・ 報道の自由 ・ 公正な裁判 ・ 思想信条の自由 ・ 宗教の自由等
社会権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な居住 ・ 水 ・ 食料 ・ 医療 ・ 無償の初等教育 ・ 社会保障 ・ 母子保健等への権利等

筆者作成

RBAでは、法的な人権基準だけではなく、人権の原則を考慮します。国連では、人権の原則として、①普遍性・不可侵性、②不可分性、③相互補完性・相互関連性、④平等・非差別、⑤参加・包摂、⑥説明責任・法の支配を取り上げています。このうち、最初の三つは、人権というもののあり方についての原則で、後の三つは、人権がなり立つための社会のあり方についての原則と考えることができます。こうした原則を用いることにより、人権の役割についてよりていねいに考えることができます。また、人権が実現されるための社会のあり方についても包括的な分析することができます。

表3 人権の原則

人権の原則	意味	分析・実施の例
① 普遍性・不可侵性	人権は、すべての人が享受するもので、勝手に奪うことはできない	少数者であるから、全体の利益が優先するから、などの理由で特定の人たちの人権が無視されていないかなど
② 不可分性	個別の人権はつながっており、分けて考えるはいけなく、特定の人権が他の人権より重要であると決めつけてはならない	特定の人権だけに注目して、他の人権を無視するようなことにはなっていないかなど
③ 相互補完性・相互関連性	それぞれの人権の実現は、他の人権の実現と関わっており、相互に支えあうものである	女性の教育を受ける権利の実現がすることで、子どもの健康改善が可能となるなど
④ 平等・非差別	すべての人は、等しく尊厳を持つ。人権が実現される社会を作るためには、差別的な扱いがあってはならない	個人だけではなく、特定の集団や、特定の地域の人が予算の配分上、不利な立場に置かれ、その結果貧困に陥っていないか、そうした人びとの意見が政府に伝わらないなどの状況になっていないかなど
⑤ 参加・包摂	すべての人びとは、人権の実現の過程に自由に意味のある形で参加する権利がある	さまざまな意思決定の場への「意味ある」参加が保障されているか、特定の集団や属性を持つ人が実質的に意思決定から排除されることになっていないかなど
⑥ 説明責任・法の支配	国家などの責務履行者は、人権実現について説明責任を果たす必要があり、果たしていない場合は、責任を問う手続きが必要	責務履行者が自らの役割などについて問題が生じたときに責任を明らかにする仕組みがあるか、問題があるときに申し立てる仕組みがあるかなど

出典：筆者作成

2) 人権が実現できていないとはどういう状況なのか：初等教育への権利を例に

例えば、ある国で初等教育分野での支援を考える場合に、現状をどのように分析するのかを考えてみましょう。

まず、直接関わる権利は、「無償の初等教育の権利（社会権規約13条、当該国の憲法、国内法）」です。権利であるということは、差別無く提供されなくてはならないということになります。このため、地域や社会階層、集団別、性別の就学率の情報が必要になります。

特定の集団が、不利な状況におかれているとするならば、その理由を人権基準や人権の原則と関連させて考える必要があります。そうした集団が社会的・政治的な排除の対象となっているため、発言力がないということもあるかもしれません。こうした状況を分析することで、当事者（権利保有者）の能力強化や責務履行者の能力強化がよりの確に実現できるようになります。

なお、財政的な理由で、ある段階で「無償の初等教育の権利」が実現していないということもあるでしょう。しかし、財政的に苦しいといえ、初等教育や基本的な医療などを提供しなくてもよい、というわけではありません。まず、人権と見なされるような社会サービスについては、優先的に改善されなくてはなりません（社会権規約2条、13条）。つまり、財政状況が厳しい場合にもこうした権利の充足が軽視されてはなりません。また、特定の集団が無視され続けるなど、財政状況と関わらない差別があれば、それは権利実現の責務を怠っているということになります。このような状況がある場合には、RBAを活用する国際協力は、初等教育や基礎的な医療などの基本的な人権に関わるサービスが漸進的に改善されていくことや、不当な格差を減らす方向を目指さなくてはなりません。支援対象の分野や、地域の選択にあたって、こうした分析に基づく必要があるということになります。

なお、人権は相互に関連し合います。教育の欠如が識字能力を奪い、それが不衛生な暮らしにつながる場合もあるかもしれません。また社会的排除などにも関係するでしょう。こうした権利の相互関係を見つめることで社会全体の課題を見抜きやすくなります。

3) 責務履行者の責務を考えながら分析する

人権状況を分析するときには、責務履行者がどのような責務をもっているかをまず理解する必要があります。人権が実現されていないということと、責務履行者が本来の責務を果たすことができていないことは同じことだからです。

人権の実現にあたって、責務履行者は権利の尊重 (Respect)、保護 (Protect)、充足 (Fulfill) という三つの性格の責務を持ちます。これらが実現されていないときに人権が実現されていない、ということになります。

表4 責務履行者の責務の性格

責務の性格	説明	責務が果たされていない例
人権の尊重	自ら人権侵害をしないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・経済インフラプロジェクトにより、住民の健康、教育などに悪影響が生まれている ・特定の社会集団を公務員の雇用から直接・間接的な手段で排除する
人権の保護	第三者による人権侵害を防ぎ、被害者を救済すること	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業の経済活動により貧困層の健康、教育などに悪影響があるにもかかわらず、何の措置もとらない ・差別により地域の意思決定に特定のグループの声が反映されていない状況を放置する ・学校での差別により特定のグループのメンバーが学校に行けませんが、何の措置もとらない等
人権の充足	積極的な政策により、人権に関わるサービスを提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・財政が改善しているにもかかわらず、無償の初等教育、基礎的な保健医療などを提供するための財政措置をとらない ・土地紛争で公正な裁判を受けようと思っても、司法制度が未整備で問題解決がされない等

出典：筆者作成

ここで人権の尊重とは、責務履行者が自ら人権侵害を行わないということです。例えば、政府の事業で、居住地を奪われ、その結果、水や保健医療へのアクセスを奪われたならば、人権の尊重が行われていないということになります。人権の保護とは、社会の中で弱い立場にある人たちへの第三者からの権利侵害を責務履行者が積極的に防いだり、救済措置を取ったりすることを指します。学校の中で、特定の集団が差別を受け、その結果登校できなくなっていれば、「保護」の責務を果たしていないということになります。人権の充足とは、責務履行者が権利を実現するために積極的な措置をとること指します。特定の地域のみ公立の小学校が作られていないこと、マイノリティのニーズに対応するための措置がとられていないこと、漸進的に無償の初等教育を実現していくことなどを行っていない場合、こうした責務を十分に果たしていないということになります。

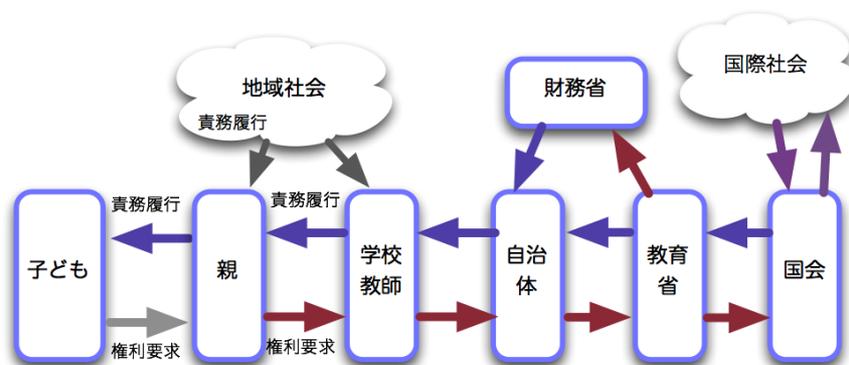
このような責務を考えながら人権状況を分析することで、社会や制度と関連させながら分析することができるようになります。この結果、構造的な問題解決につながり、結果がより持続的なものとなることが期待されます。

4) 責務履行者、権利保有者

RBAで重要なのは、権利保有者と責務履行者の連鎖関係を理解することにあります。国際人権条約では、権利保有者は個人で、国が最終的な義務履行者であるという理解になります。RBAも基本は同じですが、社会的な責務・道義的な責務も含めて幅広く関係者の責務や責務と権限の連鎖を考え、社会的資源を広く活用しながら、現実的に状況を改善するための手法を考えていきます。

子どもの初等教育への権利であれば、まず子どもが権利の主体となります。親は、その権利を尊重し、実現しなくてはなりません。ただ、そのためには学校がなくてはなりません。自治体や教育省は、子どもが学校に行けるように環境を整える責任を持ちます。親は子どもに替わって、そのような環境を要求することができます。教育省や自治体が学校教育を実現するためには、財務省からの予算配分が必要ですし、それを可能とする予算や法律を政府が作る必要があります。このように権利保有者と責務履行者は何段階にもつながります。

図1 権利保有者と責務履行者の連鎖関係（子どもの教育を受ける権利の場合）



筆者作成

表5 初等教育への権利を実現するための「権利保有者と責務履行者の責務」

権利保有者 責務履行者の 責務		子ども	親	学校・教員	自治体	政府
親の責務		教育への前向き の姿勢 女子を差別しな い 勉強する時間を 保証 子どもの宿題の 手伝い	-----	教育費を払う PTAに出席する		子どもを学 校に連れて 行く
学校・教員の責 務		学校にいる 良い教育を提供 する 模範となる チャイルド・フレ ンドリースター ルを作り出す	PTAを設立する 女子を学校に來 させるよう親に 呼びかける		教員の研修プロ グラムへ参加す る	カリキュラ ムに従って 教育を行う 適切な予算 請求を行う
自治体担当者 の責務				教員の再研修を 支援する	普遍的基礎教育 を推進するキャ ンペーンを奨励	
政 府	教育省の 責務	普遍基礎教育 (UPE)を実現す る		カリキュラム作 成	基礎教育のため に適切な予算配 分 教員の研修を行 う 教科書を提供す る	
	財務省の責 務			教員に適切な給 与を支払う	教育に適切な予 算配分を行う	
	議会の責務	無償の義務教育 を法制定	貧しい親から教 育費を取らない ように法制定			

出典：Urban Jonsson 2003, pp. 87-89を元に筆者作成（一部省略）

5) 能力ギャップを分析する

権利保有者と責務履行者の関係が明確になった場合、次に必要なのはそれぞれの能力ギャップを明らかにしていくことです。

能力を分析する場合に、さまざまな方法がありますが、ユニセフのアーバン・ヨンソン (Urban Jonsson) は、①権利認知/責任認知、②権威・権限、③資源、④判断能力、⑤コミュニケーション力の5つの枠組みで分析することを提案しています (表5参照)。ここでいう権利認知とは、そもそもその課題を権利として認知しているかどうかということです。権威・権限は、もしその課題の解決が権利の実現であると思っけていても、それを実施するための社会的な地位や権限を持っているかどうかを示します。例えば、乳幼児の子育てについて、おばあさんが力を持っている場合に、母親が問題を理解しているだけでは、解決ができません。資源とは、実際に問題解決するための人やお金、もの、情報があるかどうかです。判断能力は、問題を分析するための情報や知識、分析力があるかどうかです。コミュニケーション能力とは、要求を論理的に伝え、要求を受けた時にちゃんと対処できる能力です。RBAでは当事者にこうした能力があるかどうかを考え、支援を行います。

こうした視点で、権利要求者および責務履行者としての能力を、それぞれの当事者について分析し、課題を洗い出していきます。なお、表6に初等教育実現のための親の責務を例として、能力ギャップ分析を行ったものを示しています。

表6 権利に関わる5つの能力

カテゴリ	説明	例
認知	何かが権利であると認識していること	<ul style="list-style-type: none"> ・親が、女子に小学校に行って学ぶ権利があると考え ・労働者が、衛生的な環境で働く権利があると考え ・自分たちの生活に影響を与えるインフラプロジェクトに発言してよいと考え
権威・権限	関係者に働きかけるための社会的な役割や法制度的な権限	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の中で、母親が自分の娘の教育のあり方について発言権をもっている ・学校長が、地域の教育の課題について自治体や政府に提言できる
資源	人員、資金、情報などの資源	<ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティ地域でマイノリティ言語が理解できる教育補助員がいる ・保健センターに基礎的な医薬品や資材がある
判断能力	人権理解に基づいて判断するための論理能力や、判断するための情報があること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別、性別などの基礎的な公的サービスの充足状況についての情報にアクセスできる ・初等教育などについて格差を拡大する政策の人権の充足についての影響を理解できる
コミュニケーション能力	関係者と対等なコミュニケーションを行うスキルや姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・政府関係者が、市民社会や住民から何かを要求された時も、冷静に対応できる ・住民や市民団体が、自らの要求を論理的に提示できる ・意思決定プロセスで意味ある参加を実現するファシリテーション能力を持つ

出典：Jonsson2003を参考に、筆者作成。

表7 初等教育実現のための責務履行能力ギャップ：親の責務履行能力の例から

能力	権利要求者 子どもに対して	教師に対して	地域リーダーに対し て	地区（自治体）に対 して
責任認知 (Responsibility)	初等教育に価値を見 いださない 女子を教育する気が ない	PTAの価値を見いだ さない	教室建設を支援する 気がない	
権威・権限	母親によっては夫に 女の子を学校に行か せることを認めても らえない	教師が親に対して聞 く耳を持たない	女性が村の意思決定 の場に加われない	親たちが地区（自治 体）の決定に影響力 を持たない
資源	貧困のために子ども を働かせなくてはな らない 仕事が多い母親が手 伝いのために女の子 を家に	教育費を払えない	教室建設に加わる時 間がない	
意思決定力	親が教育を子どもの 未来のための投資と 考えない	親が教員の質の評価 をしない	(学校つくる意義を 判断できない)	
コミュニケーション 力	親が子どもの意見を 聞かない 親が非識字で、宿題 を手伝えない	親が教師に意見を言 えない	親が地域リーダーに 意見を言えない	文字が書けないの で、自治体に意見を 伝えられない

出典：Jonsson 2003, p. 98.

3. RBAと人権への負の影響

JICAでは、すでに「環境社会配慮ガイドライン」を定めており、「2.5 社会環境と人権への配慮」の中で国際的な人権基準にも配慮することとされています。このガイドラインは、JICAが実施するプロジェクトが人権への悪影響をもたらさないための義務的な条件と考えることができます。

他方、RBAは、人権が守られる社会づくりを積極的に支援するために作り出された考え方です。国際的な人権基準を考慮するためには、どのような視点で何を分析し、どのような支援を行うべきかを示した分析ツールという性格があるからです。とりわけ、「責務履行者」と「権利保有者」のそれぞれの能力を分析し、相互関係を考える手法はさまざまな分野で用いることができます。

例えば、住民などステークホルダの「意味のある参加」を実現するためには、彼らを権利保有者としてとらえ、権利を要求するための能力があるかどうかを分析し、支援するRBAの考え方が役に立ちます。RBAの枠組みを使えば、形式的に参加ができる場を作るだけではなく、コミュニティの中で排除されがちな人たちを特定し、その実質的な参加をどのように実現するかが重要ということになります。また、意味のある参加を実現するためには、権利保有者や責務履行者の能力（権利認識、意思決定力、コミュニケーション力など）が必要となってきます。会合を形式的に開催するだけでは不十分で、会合に参加した当事者がしっかりと意見表明する力を持つ必要があるわけです。また、意見表明を阻む物理的環境、社会制度、市民の意識といった社会的障害（バリア）が存在する場合、それを取り除くことも権利の保障のために必要な取り組みとなります。当事者のエンパワメントを行うための作業も必要になるかもしれません。手間はかかりますが、こうした部分を回避すれば、結果的に「意味のある

参加」が実現できず、影響を受ける人々の生活が将来的に損なわれたり、事業がさらに進んだ段階で対立が深まったりするなど、関係者により多くの負担を生み出すことにもなりかねません。逆に、責務履行者の当事者との対話能力を強化することは、政府の問題解決能力を向上し、政府への信頼を向上することにもなります。

住民への悪影響を回避しなくてはならない場合も、政府など責務履行者が、住民とコミュニケーションを行いながら「参加」、「包摂」、「説明責任」、「透明性」などの人権の原則を踏まえて用地取得・移転の保証、生計回復などをはかることができる行動できるかどうかを考える上でRBAは有効です。とりわけ、事業の結果、直接・間接的に初等教育、保健医療、水などへの権利や少数民族・先住民族の文化的権利などの基本的な人権に影響を与える場合は、詳細に調べる必要があります。環境社会配慮ガイドラインにおいても、環境社会配慮の項目として、「既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)を含む」ものとされています。これを実際に行うためには、脆弱な社会集団の状況とその原因をまず把握する必要があります。RBAで用いられる権利享受状況分析を行うことで、社会的に弱い立場の集団が、どのように影響を受けやすいのかをより正確に把握できます。また、能力ギャップを分析することにより、そうした集団への悪影響を回避するための手法がより明確になるでしょう。このプロセスで、影響緩和・回避の主体である現地政府の責務履行能力ギャップの分析を行うことで、新たな国際協力の課題も明確になるかもしれません。

4. RBAの活用可能性

日本の国際協力は、人間の安全保障の実現を大きな柱にしています。人間の安全保障は、人間の尊厳と安全に焦点を当て、そのために住民の能力と人々の安全を保障する責任者の能力を強化しようというものです。RBAは、人間の安全保障を実現するための現状分析のツールともなりえます。とりわけ、住民と政府の関係を強化することに特に関心を払い、そのための分析ツール（権利剥奪状況分析、権利保有者-責務履行者分析、能力ギャップ分析）があるRBAは、人間の安全保障を実現するための具体的な方法論としても有効です⁷。

RBAは、プロジェクトを実施する際の問題の構造分析に新たな視点を加えます。「非差別・平等」、「包摂」の原則を踏まえれば、格差を長期的にどのように解決していくのかを考えていく必要が出てきます。例えば、特定の地域だけが政府の教育政策から無視され、支援を受けることができない状況が続いている状態があったり、医療水準がことさらに低い状態が継続していたりする場合、そうした地域への支援を優先する必要が出てくるでしょう。「説明責任・法の支配」、「参加」の原則を踏まえれば、予算の透明性や執行状況が現場でどのような問題を生み出しているのかを考える必要に気がつくかもしれません。政府の補助金政策が周知されていないために、本来住民の保健医療や教育の向上が図れるにもかかわらず、それが実現していないような状況はよくあります。住民や市民社会組織と自治体・政府などとの関係性など、権利保有者と責務履行者の関係、責務履行者の連鎖関係などにも焦点が当たるため、より広い視点で課題を析出することができます。

その結果、成果の設定の仕方も変わります。例えば、教育分野ならば就学率や学校の施設の改善だけではなく、格差、運営、予算の透明性・住民参加等についても考察し、場合によったら達成すべき成果に組み込む必要が出てきます。責務履行能力の改善、住民とのコミュニケーション、住民のエンパワメントなども、成果の指標に組み込まれます。

もちろん、これらは個々のプロジェクトの中でこれまでも取り組まれてきたことです。RBAは、こうした試みを国際協力事業全体へ主流化し、より体系的に組み込むための枠組み、視点、分析のツールを提供するものと考えられるでしょう。

このようなRBAの特徴はPCMの質を上げることに直接はつながります。例えば、PCMにおいては、プロジェクトの計画、実施、評価を行っており、その中でも、関係者分析や原因分析を行います。そこにRBAの視点を組み込むことで、原因分析においては、問題を生み出している直接の原因だけではなく、政府や住民が本来の役割を果たしているかどうかなど、より構造的な問題を体系的に分析する視点を明確に出します。また、差別・包摂などの概念により、特に弱い立場にある人々の状況を体系的に考えることにつながります。これにより、PCMを用いる人による質のばらつきなどを減らし、人間を中心とした分析の実施をより確実なものとしします。

さらに、RBAの視点を導入することで、セクター全体の課題や解決への道筋を見つけ出しやすくなります。たとえば、すでに世界の大半の国は児童の権利条約を批准し、初等教育の提供から保健医療まで多くの分野で国として取り組むことを確認しています。しかし、現実には子どもの栄養、女子教育、母子教育など多くの重要な分野が見過ごされ、その実施において地域格差や民族間の格差を生み出す場合もあります。こうした政策的な問題について、提案を行ったり、法整備や政策支援を行ったりすることは、開発協力の中でも重要な分野ですが、RBAを用いた分析により課題を明確化すれば、そうした働きかけの質や説得力を増すことができ、他の国や機関との協調も容易になります。

他にも政策や法律を実施するうえでの行政の能力強化などの必要性も見えやすくなります。こうした分析ツールとしてのRBAを活用することにより、問題を可視化することで、最終的な人間の安全保障といった理念の実現にRBAを活用できる可能性があると思われます。

<付録：Q&A>

●人権は欧米的で、他の社会には関係ないのでは？

人権概念は、確かに欧米で生まれましたが、「人間が等しく自由と尊厳を持つ」という理念は、たいいていの社会が受け入れています。実際に、児童の権利条約は、193カ国の政府が批准しており、その数は国連加盟国よりも多いぐらいです。また、憲法の中で通常基本的な人権が保障されています。なお、主権国家という考え方も、そもそも欧州で生み出されたものです。国家は、他国から介入されない権利（主権）を認められるわけですが、そのことがナチスドイツによる少数者の虐殺などの痛ましい状況を生み出してきたという負の側面もあります。国連憲章にも謳われているように、現代では国際社会が協力しながら人権を実現していくものと考えられています。

●人権は政治的で開発には馴染まないのでは？

世界人権宣言や、国際人権規約などの国際人権文書により「政府の役割は、すべての人に最低限の暮らしを保障することである」ということが確認されてきました。実際に、人権という言葉に反発する政府はありますが、「特定の地域の就学率が特に低いというのはよくないことだ」「どんな人間であろうが生存のための最低限の条件が必要である」という主張に反対するところは少ないでしょう。RBAでは、こうした視点で人権をとらえ、党派政治とは距離を置きます。

●権利要求は対立を生み出すのでは？

人々が食べるものがなかったり、不当に扱われていたりする時には、常に対立が生まれる可能性があります。人権は不当な扱いを受けて、尊厳を奪われている人々の自尊感情を高め、自分たちの思いを声に出しやすくします。RBAでは、必要に応じて、責務履行者がこうした声に応えられるように支援を行うことで、対話を促進します。責務履行者と権利保有者の相互の関係を強化することをめざすのです。

<参考文献>

- Busan Partnership for Effective Development Co-Operation* (Fourth High Level Forum on Aid Effectiveness, Busan, Republic of Korea, 29 November-1 December 2011)
- International Save the Children Alliance, *Child Rights Programming: How to Apply Rights-based Approaches in Programming: A Handbook for International Save the Children Alliance Members, 2nd edition* (International Save the Children Alliance, 2005)
- Urban Jonsson, *Human Rights Approach to Development Programming* (UNICEF, Kenya, 2003)
- OECD-DAC, *Action-Oriented Policy Paper on Human Rights and Development (DCD/DAC(2007)15)* (OECD, 23 February 2007)
- Open Forum for CSO Development Effectiveness, *Istanbul Principles for CSO Development Effectiveness* (September 29, 2010)
- Open Forum for CSO Development Effectiveness, *The Siem Reap CSO Consensus on The International Framework for CSO Development Effectiveness* (Agreed By The Second Global Assembly, Open Forum for CSO Development Effectiveness, Siem Reap, Cambodia, June 28 - 30, 2011)
- UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches, *The Impact of Rights-based Approaches to Development* (UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches, 2007)
- United Nations, *Common Country Assessment and United Nations Development Assistance Framework: Guidelines for UN Country Teams on Preparing A CCA and UNDAF, updated February 2009* (United Nations, 2009)
- アマルティア・セン『人間の安全保障』（集英社、2006年）

¹ United Nations, *Common Country Assessment and United Nations Development Assistance Framework: Guidelines for UN Country Teams on Preparing A CCA and UNDAF, updated February 2009* (United Nations, 2009)

² *Istanbul Principles for CSO Development Effectiveness* (September 29, 2010)

³ 効果的な開発協力のための釜山パートナーシップでは、「市民社会組織は、人々が権利を主張することを可能とし、人権に基づくアプローチを促進し、開発政策やパートナーシップを形成しそれらの実施を監視する上で極めて重要な役割を果たす」としている。*Busan Partnership for Effective Development Co-Operation* (Fourth High Level Forum on Aid Effectiveness, Busan, Republic of Korea, 29 November-1 December 2011) para. 22.

⁴ UK Interagency Group on Human Rights Based Approaches, *The Impact of Rights-based Approaches to Development* (2007)

⁵ 憲法 25 条を用いて文化的な最低限の生活を実現するために行われた裁判としては、1957 年の「朝日訴訟」、2008 年の新宿区ホームレス生活保護裁判などがある。

⁶ アマルティア・セン『人間の安全保障』（集英社、2006 年）

⁷ 人間の安全保障の唱道者、アマールティア・センも、人間の安全保障を人権として考えることで、具体的な責任と権利の関係が明確になると考えています。アマールティア・セン『人間の安全保障』（集英社、2006年）